

子ども・子育て新システムの基本的方向に関する
意見交換会（第2回会合）
議事録

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付

子ども・子育て新システムの基本的方向に関する意見交換会（第2回会合） 議事次第

日 時：平成22年6月10日（木）17:30～19:18

場 所：中央合同庁舎4号館4階共用第2特別会議室

1. 開 会

2. 議 題

（1）団体からの意見発表

- ・ 日本経済団体連合会

高尾 剛正 少子化対策委員会企画部会長

- ・ 日本商工会議所

田中 常雅 東京商工会議所少子高齢化問題委員会副委員長

- ・ 日本労働組合総連合会

中島 圭子 総合政策局長

- ・ 全国知事会

尾崎 正直 子ども手当・子育て支援プロジェクトチームメンバー
（高知県知事）

- ・ 全国市長会

清原 慶子 東京都三鷹市長

- ・ 全国町村会

齋藤 正寧行政部会長（秋田県井川町長）

（2）意見交換

3. 閉 会

○泉政務官 それでは、定刻となりましたので「子ども・子育て新システムの基本的方向に関する意見交換会」第2回会合を開催いたします。

本日は多くの各自治体あるいは経済団体、労働関係の皆さんにお越しをいただきまして、本当にありがとうございます。今、新システム検討会議の事務局長を担当させていただいております泉健太でございます。どうぞよろしく願いいたします。

皆様におかれましてはちょうど3月から4月にかけて、大変有益な御指摘、さまざまな御意見をちょうだいいたしました。心から感謝を申し上げたいと思います。そういったものを踏まえて4月27日に「基本的方向」というものを出させていただきましたけれども、それを踏まえて更にバージョンアップをしながら、今のところ基本的には6月中に思っておりますが、この検討会議の報告を発表する場に向けて今、作業をしているというところでございます。

そういった意味では是非皆様からは今日御意見をいただいて、また、御意見をいただくだけではなくて、御意見をいただいた後には是非また意見交換をしながら、理解を深めてまいりたいとも考えております。そういったことでよろしく願いいたします。

本日御出席をいただいている皆様を改めて御紹介させていただきます。

日本経済団体連合会、高尾剛正少子化対策委員会企画部会長。

日本商工会議所、田中常雅東京商工会議所少子高齢化問題委員会副委員長。

日本労働組合総連合会、中島圭子総合政策局長。

全国知事会、尾崎正直高知県知事。

全国市長会、清原慶子東京都三鷹市長。

全国町村会、齋藤正寧秋田県井川町長。

今日は文部科学省の高井政務官も同席をさせていただきます、そのほかの作業グループの政務官におきましては大変恐縮ですが、公務の都合上、多少出入りとなりますので、御了承いただければと思います。

それでは、カメラの方はよろしいでしょうか。御退室いただけますでしょうか。

(報道カメラ関係者退室)

○泉政務官 それでは、議事に入らせていただきたいと思います。第1回の意見交換会のときもそうであったんですが、大変恐縮でございますけれども、各団体3分ずつほどで御意見をいただきまして、その後、意見交換会に入らせていただきたいと思います。

それでは、まず日本経済団体連合会様、どうぞよろしく願いいたします。

○高尾企画部会長 本日は意見陳述の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

今回の基本的方向では待機児童の解消に向けて、さまざまな保育サービスを充実させることの方針を挙げられたことについては、意義があると考えております。ただし、前回この場で私から施策の推進に関わる仕組みを提案するとともに、基金構想の問題点を御指摘したと思いますが、十分な御理解をいただけていないようです。経団連の会合で泉政務官から御説明いただきました内容も踏まえ、改めて意見を述べさせていただきたいと思います。

今日配られております「各団体提出意見」の中に2枚物でございますが『子ども・子育て新システムの基本的方向』に対する意見」というものを提出させていただきました。裏面には「子ども・子育て新システム構築に向けた要望」ということで、経団連の会長および日本商工会議所の会頭の名前で要望を提出しております。時間の関係上、要点だけ申し上げたいと思います。

第一に基本的方向の疑問点でございますけれども、子育て施策というのは公費対応というのが基本であって、現行の内容では企業の拠出には応じることはできないと申し上げなければならないと考えます。

5月17日の泉政務官の御説明では、社会保険料に上乗せして新たに拠出を求め、これを幼児教育あるいは両立支援給付に充てたいということでしたが、雇用者数に応じて拠出するという仕組みは、雇用対策あるいは企業の国際競争力の向上に取り組んでおります現在の政権の施策にも逆行しますし、企業は既に子育て支援に毎年約6,000億円を拠出しておるといふ点を、是非御理解をお願いをしたいと思います。

幼児教育にまで企業の負担を求めることとか、拠出元が施策の必要性や効率性を検証するなど、意見を反映されないまま、一方的に請求をされるということ、あるいは将来的な給付規模の見通しが無いという中では、現行の内容では到底合意できないと考えております。

第二点目に、中央に基金あるいは特別会計を設けることは問題だと考えております。政務官からは無駄につながらない仕組みを目指すという御説明でしたが、総額にしまして6～7兆円という規模の巨大な特別会計を、無駄なく運営するための具体策というのが見えておりませんし、行政のスリム化に取り組むという現在の政府の方針にも逆行するのではないかと考えております。中央にお金をプールしなくても一般会計から必要な予算を確保して、現行の交付金の仕組みを拡充して基礎自治体へ包括的に交付することはできると考えます。

先ほど言われましたとおり、本会合では6月末を目途に報告をとりまとめるということですが、各省庁の連携の下で財政的な裏づけの在り方も含め、具体的な制度設計まで責任を持って検討をし、引き続き慎重に御議論をいただきたいと考えております。

高齢化の進展に伴いまして、年金あるいは医療・介護保険の負担というのはますます重くなってまいります。こうした中で歳入の改革ではなくて、社会保険料に上乗せをして新たな拠出を求めるといふ従来どおりの、そういう安易な財源確保の案に走ることは、やはり国内における雇用の機会を減らし、結果として若者が結婚や出産をあきらめ、少子化を加速させるという負のスパイラルにも陥りかねないということ、よく考えていただきたいと思っております。

最後にレジュメは2枚物でしたが、裏に日本経団連と日本商工会議所との共同で要望書を取りまとめ、公表いたしましたので御参照よろしくをお願いいたします。以上でございます。

○泉政務官 ありがとうございます。

続きまして、日本商工会議所様、お願いいたします。

○田中副委員長 東京商工会議所で少子高齢化問題委員会の副委員長をしております、醍醐建設社長の田中でございます。本日は商工会議所を代表いたしまして、子ども・子育て新システムの基本的方向に対する意見を述べさせていただきます。

お手元にレジュメと、同様に裏に経団連さんと一緒に出した要望書及び私どもが出している「ファミリー・ポリシー」の視点に立った少子化対策の推進に関する要望という参考資料を付けていますので、こちらを御参照いただきたいと思います。

配付資料の基本的方向に対する評価に示しましたとおり、基本的方向で示されました目的や方針につきましては、これまで商工会議所が要望してきたことと同じ方向であり、例えば幼保一元化の中で「保育に欠ける要件撤廃」等が盛り込まれていることなどは、評価を申し上げたいと存じます。

一方で、先ほど日本経団連から説明がありましたとおり、財源問題については子育てを社会全体で支援するとの理念を踏まえると公費で対処すべきであり、また、特別会計、基金の創設には反対でありますので、改めて申し上げておきます。

次に新システム構築のために今後の検討に当たって留意すべき事項でございますが、まず始めに商工会議所といたしましては、資料の裏面に概要を掲載いたしましたように「ファミリー・ポリシー」の視点に立った少子化対策の推進を希望するものでございます。そのような中で新システムの構築に当たっては、特に以下の3点に留意していただきたいと思います。

第一に検討経過の明確化です。まずは現行制度のレビューがどのように行われたかを明らかにすべきであると考えています。特に給付設計が基礎給付と両立支援・幼児教育給付の2階建てとされておりますが、すべての子ども・子育て家庭にサービスを提供するという観点に立てば、2階建てにする必要はないように思われます。

地域に合わせたサービスや地域循環経済といったものを、どのようにつくっていくかということを検証されているのか。また、平成22年度の子ども手当についても、事業者が1,400億を負担していることから考えても、受益者負担である特別会計を設ける理由が明確でないようなことを感じております。

第二に中長期的な歳出・歳入に基づく負担の検討でございますが、新システムの財源については子ども・子育て分野単独で議論するのではなく、社会保障制度や成長戦略、財政支出の優先順位、中長期的な歳出見通しなどを明らかにしつつ、歳出・歳入全体をパッケージで総合的にとらえて、検討されるべきものであると考えています。その際には税金、社会保険料など、企業の総合的な公的負担の国際水準にも十分留意すべきであると考えています。

第三として、継続的な検討の必要性でございます。新システムでは成長戦略への貢献として雇用の拡大、多様な子育てサービスの拡充、所得の増、将来の経済社会の担い手の増

を挙げておりますが、これらに対してどの程度の貢献となるのか定量的な裏づけなどを提示していただきたいと思ひますし、それに基づいた継続的な検討が必要であると思ひます。

最後に「児童・家族関係社会支出」の中の事業主負担については、赤字法人でも拠出を負担しなければならず、特に大半が赤字となっている中小企業では、負担感が大きいことも留意していただきたいと思ひます。実際に社会保険料事業主負担分は法人税を上回っているという負担感を持っております。また、現状でも企業の総合的な公的負担率は50%を超えるという高い水準にあり、企業にとっても大変な障害になっています。更に8割近い企業が家族手当や住宅手当などを支給して、子育て世帯への従業員の支援を行っているという現状を考えるのであれば、是非子ども・子育ては公費負担を原則とし、事業主負担は本来廃止されるべきであると思ひております。

以上、簡単に説明をさせていただきました。

○泉政務官 ありがとうございます。

続きまして、日本労働組合総連合会様、お願いいたします。

○中島総合政策局長 ありがとうございます。連合の中島でございます。それでは、早速私どもの意見を申し上げたいと思ひます。

連合はかねてから子ども・子育てを社会全体で支える仕組み、とりわけ日本はこれだけ少子化が問題になっておりますけれども、やはり将来に向けて少なくともOECDと同水準程度のレベルまで、きちんと子ども・子育てに財源を回していく必要があると思ひております。

そういう中で利用者本位の切れ目のないサービス、そして子ども・子育てに関わるステークホルダーがそのプロセスにきちんと参画をする。最低基準を国がナショナルミニマムとして担保をしていただいて、多様な担い手の参画を促進する。併せて子ども・子育ての費用を社会全体で負担をして、その財源が確実に子どもと子育て支援に使われる仕組みをつくってまいりたいと思ひております。

私どもが提案している「子育て基金（仮称）」というのは、決してお金をプールするためのファンドということではございません。子ども・子育てに関わるお金の流れ、すなわちフローを「見える化」していくこと、そのプロセスに関係者がきちんと参画することが重要だと考えております。

こうした立場で、具体的項目について簡単に申し上げます。

1つはステークホルダーの参画の場を、是非きちんとおつくりいただきたいということでございます。名称はどのような形でもよろしいんですが、すべてのステークホルダーが子ども・子育て会議等の、何らかの一定の権限を持った場に一堂に会して、先ほど申し上げました「見える化」をきちんと担保していく必要がある。それは同時に責任を持つということでもございます。併せて基礎自治体においても地域の実情に対応した子ども・子育て政策をつくっていくために、同じような受け皿をつくっていくのが望ましいと思ひております。

基本的な方向を踏まえて、これから具体的な制度設計に入っていくということだと思いますが、この新システム設計のプロセスについても、是非私どもステークホルダーの参画の場をおつくりいただければと思っております。特に 2013 年に新たな制度に移行することになりますと、向こう 2 年間どういう形でサービスの水準と、改革に向けたステップを踏んでいくかということが大変重要になるかと思っております、例えば「安心こども基金」を何らかの形で継続、拡大するなり、具体的にサービスが後退しない、しかもステークホルダーに中身がきちんと見える形で、作業を進めていただけたら大変ありがたいと思っております。

システム設計の全体につきましては今ここで詳しくということではないと思いますが、子ども・子育てに関する基本的にはすべての施策を対象とし、現物給付と現金給付のバランスを図ることが基本になると考えております。

6 ページ、国、地方の役割分担につきましては、いろいろな議論があることは承知しておりますけれども、まず現金給付については国が基本的な責任を負う。ただ、その場合にも財源の在り方について、先ほど申し上げましたステークホルダー会議で一定の参画、プロセスへの意見反映をさせていただけたらいいのではないかと。現物給付については、生活拠点である基礎自治体の実施責任を負っていただくというのが最も現実的だと思いますが、やはりその場合にも人命や安全に関わることでございますから、最低基準を根拠に財源を保障していく。あるいは現行の仕組みの中では認可外ということになってはおりますけれども、多様なニーズに即した保育サービスにつきましては一定の実施水準を設けて、その基準に沿って一定の財源を投入することが必要ではないかと考えております。

恒久的財源につきましても、速やかに基盤整備を図って確保していく必要があると考えています。

最後になりますが、労働組合という立場で是非申し上げておきたい点がございます。8 番でございます。子ども・子育て新システムを構築していくことは、大きな経済効果と成長戦略につながる、将来に向けた投資としての意味があると思っております。具体的には女性の労働力の確保と就業率の向上、子育てサービス分野における雇用創出ということで、これから労働力が確実に足りない時代に入っていくことを考えれば、大変重要な意味があると思っております。

また、共働きをより可能にし、共働きのセーフティネット機能を発揮するとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現による生活と労働の質の向上を図ってまいりたい。そして、将来の経済社会の担い手であるお子さんたちの増大、と言うと言葉は適切でないかもしれませんが、より多くのお子さんが社会に参画していけるよう少子化対策の一環としても進めていく必要があると思っております。これらを併せて雇用増、可処分所得の拡大による内需拡大、経済活性化効果というものにも結び付いていくよう、考えていく必要があるのではないかと考えております。

以上でございます。ありがとうございました。

○泉政務官 ありがとうございます。

続きまして、全国知事会様、よろしくお願ひいたします。

○尾崎知事 高知県知事の尾崎でございます。今日は子ども手当、子育て支援プロジェクトチーム、知事会のプロジェクトチームのチーム長である三重県知事さんが議会中ということでございますので、私が代わりにお伺いをさせていただいております。

お手元にお配りをしております基本的方向についてという紙ではありますが、こちらは知事会のプロジェクトチームでとりまとめたものでございます。

まず望まれる子育て支援施策のあり方について、我々としての基本的な考え方でございますが、まず第一に子育て支援、これは現金給付とサービス給付のバランスというのが非常に重要だと考えております。また、巨費を投じざるを得ない支出であるということを考えてとき、全体としてその費用対効果を十分に考慮する必要があるというのが第一です。

第二番目が国と地方の役割分担を明確にするということでもあります。子ども手当は当然でありますけれども、このような全国一律の現金給付は全額を国が負担すべきであると考えております。また、現金給付は国、サービス給付は地方という大原則の観点から、サービス給付についてはそれぞれの地域の実態に応じた形で、地方自治体で担当できる仕組みが必要かと思ひます。

ただし（３）にありますように、サービス給付でも本来全国一律の基準で国が責任を持って実施しなければならないものがあります。妊婦健康診査、乳幼児医療というものがそうかと思ひますが、こういうものの国の責任、費用負担を明確にさせていただきたいと思ひます。その上で病児・病後児保育、保育所整備、放課後児童対策など、このような多様な地域のニーズに応じて実施するものについては、地方自治体の裁量のもとに実施できる体制をつくっていただきたいと考えています。

３でございますが、現金給付とサービス給付のバランスが非常に必要ですが、やはり働き方の見直しについても踏み込んだ議論を、今後加えていくことが必要であろうかと考えています。

お示しをいただきました基本的方向について、こちらの考え方について特にコメントをさせていただくとしますれば、まず第一に方向性として理解できる点は以下の４つでございます。

先ほど来、我々が申し上げた基本的考え方にも合致する点として、現金給付とサービス給付を総合的に展開しようという点、地域の裁量権の拡大に一定の配慮をいただいているという点、子ども施策を総合的に拡充しようという方向性、これらについては理解のできる点であります。

また、幼保一体化についてということでもあります。こちらは先日４月 15 日のヒアリングの場において、三重県の野呂知事さんからもお話をしました、日本の将来を見据えた教育のあり方からの検討であるとか、更には低年齢児から放課後児童対策までの途切れない支援であるとか、子どもの立場に立った検討であるとか、この３つの視点から検討を

行っていただきたいということを前提とし、また、保育園等の関係団体、保護者など、国民的な理解を得ることを前提といたしまして、この一体化を理解できるものであると考えているところです。

ただ、問題点として3点挙げさせていただきたいと思いますが、都道府県の役割というものをしっかりと明確にする必要があるのではないかと考えています。財政面、サービス水準の確保などの観点から、現在でも都道府県においてはいろいろな役割を果たしておるところです。例えば保育所の広域入所に係る調整でありますとか、病児・病後児保育に係る調整などの広域調整を行うという役割がありますし、更にもっと言えば発達障害への対応など、このような専門的な事項、更にはより先進的な事項、例えば周産期医療情報システムの整備でありますとか、こういうものについては都道府県が役割を果たさざるを得ないという点が、多々あるのではないかと考えているところです。

今回の新システムの中で、この都道府県の役割というのが必ずしも明確になっていないところがございます。特にイメージのところは都道府県は金を出すだけみたいな紙になっていますので、そここのところを明確にさせていただきませんと、実際のところの地方での現物給付、サービス給付というのは回らないということは、強調して申し上げさせていただきたいと思います。

(2)の基金の造成についてですが、これに必要な財源を明確にするということをお願いしたいと思います。都道府県に関して税制改革などにより必要な財源を確保することが重要だと思っております。

3番目ですが、一本化した基金の創設について懸念される点として申し上げさせていただければ、先ほど来、大原則として現金給付は国、サービス給付は地方という基本的な考え方であると申し上げましたが、基金への一本化をされた場合、この現金給付枠に例えば子ども手当の財源は国が全額負担するということが、本当に担保されるのかどうか。そのところに懸念を覚えておるところでございます。

今後、地域主権戦略会議において一括交付金化の議論も行われているところですが、それらとも関連づけていきながらの検討ということもお願いをしたいと思います。何より子ども手当は全額国が負担することを代表例として、現金給付は国ということが、この基金への一本化においても担保される仕組みというのを考えていただきたいと思えます。

最後でございますが、国と地方の協議の場、こちらを是非御活用をしていただいて、協議を行っていただきたいと思えます。

最後は恐縮でございますが「なお」と書いてありますけれども、知事会プロジェクトチーム全般で出ておった意見でございますので、申し上げさせていただきたいと思えますが、新たな制度を構築する場合に、我々に意見を聴取される場をもっていただくこと自体はありがたいことですが、できればその意見を聴取していただく前に、御説明をもう少し十分にさせていただければ有意義かなと思っております。

以上であります。

○泉政務官 ありがとうございます。

続きまして、全国市長会様、お願いいたします。

○清原市長 ありがとうございます。東京都三鷹市長の清原慶子でございます。本日は担当の全国市長会社会文教委員長が議会開会中で出席できないということで、代理で意見を発表させていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

まず9ページの資料に沿いまして発言をさせていただきます。まず、1点目に、子ども・子育て新システムの基本的方向に関する制度構築の過程では、基礎自治体、市町村との協議を十分にさせていただきたいという要望でございます。

この目的や方針が志向する内容は、基礎自治体が今後目指すべき方向と大きな差異はなく、基本的に同意できるものでございます。ただ、言うまでもなく実際に子ども・子育て家庭と向き合い、さまざまな支援を実施する現場を担当する中心は基礎自治体でございますので、制度を実効性のあるものとするために、本日の取組みのように是非制度設計、制度構築に当たっては、制度を運営する先端にある基礎自治体の声を聞き、丁寧に協議しながら進めるようにさせていただきたいと思っております。

2点目です。地域主権改革は現在、政府で進めていらっしゃいますが、これは当然の方向性とはいえ、地域主権改革が子育てに関する課題解決のために決して万能ではありません。「地域特性や地域事情」を十分に尊重しながら、市民、事業者、NPO等の多様な担い手と協働して推進していくためには、諸事業に関する権限や財源を自治体に移譲（移行）すること、すなわち地域主権改革の実現は当然の方向性と言えます。

しかしながら、新システムの制度構築と推進を国家的重要課題としてとらえれば、多様なニーズに即した内容を自治体で創意工夫に満ちた施策として取り組んでいくためには、よい意味での「ナショナルミニマム」、子ども本位の趣旨から表現するならば、「チャイルドミニマム」の維持、引き上げが絶対的な必要条件です。そこで、地域主権改革とともに国による子ども・子育て支援サービスの「質の向上」に向けた関与や責任、責務は引き続き求められると考えられます。特に地域主権改革と一般財源化がセットをされないように、財政的な面での国の責任・責務の縮減を前提としない取組みをお願いします。

3点目です。「ワーク・ライフ・バランス」と「未来への投資」の実現という方向性です。新しいシステムは子ども・子育て支援の社会的な支援体制を整備するだけではなくて、むしろ社会全体がワーク・ライフ・バランスの実現を目指すことが不可欠です。ワーク・ライフ・バランスの実現は、私たちの今までの生活と労働の在り方を変革し、新しい地域の支え合いによる地域コミュニティの再生、創生など、生活文化的な要素を持っています。

特に、職業を持つ保護者世帯への子育て支援施策のみならず、同時に在宅子育て世帯を支援する相談体制や、一時預かり等その他のサービスも重要です。ワーク・ライフ・バランスの浸透と実現に向けた国のリーダーシップ、その理念の共有に基づく各府省庁間の連携、企業及び労働組合間の連携の下に、国民に身近な私たちの地域社会で具体的な施策や

事業が進められるということに意義があります。

4点目は、子ども手当と子育て支援施策の推進です。実は昨日、全国市長会議がございまして、資料の裏面にございますが、全会一致で「子ども手当に関する決議」がまとまりました。この内容をよくお酌み取りいただければと思います。意見といたしましては、例えば三鷹市でも、子ども手当の初回の支払いが本日でございまして、時の記念日に交付できたわけでございますが、来年度より満額支給とされていますけれども、このことにより、私たち基礎自治体の子育て支援施策の整備、充実に対する交付金や補助金等の抑制につながらないかということ懸念しています。

私たちには「切れ目のない多領域の環境整備（施設や人材等）」が必要でございますので、「いわゆる現金給付としての子ども手当と、現物給付としての子育て支援関係環境整備費との、財政的なバランスのとれた在り方の検討」が、新システムでは特に求められていることを強調したいと思います。

最後に5点目でございます。「ひとりの子どもも排除されない制度の構築を進めたい」と考えます。新システムでは保育サービスを利用する際の要件を「保育に欠ける」ということから、「保育サービスを必要とする」子ども及び子育て家庭全体を対象とするような、ユニバーサルサービスを基本とすることが大事であると考えます。

利用者本位に基づく利用者の自己選択によるサービス利用が、スムーズに展開できる社会基盤整備も重要です。特に幼稚園と保育園との一体化、一元化が、そうした制度設計の中で実現されていく必要があります。

ただし、ここで留意点を申し上げたいと思います。保育園や幼稚園において利用者と事業者との間で「公的保育契約」が基本になると考えられますが、「契約」関係を結ぶ場合には心身に障がいがあったり、被虐待児であったり、保護者のメンタルヘルスに課題があるといった子育て家庭が、絶対に排除されないように制度設計することが必要です。むしろこうした子どもや保護者こそ適切に支援されなければなりません。

自己決定、自己選択に基づくサービス利用では、実は介護保険のサービスの前例がございまして、必ずしもこのことが実現されない場合もあり、何らかの事由で契約されないというような排除の危険性をいかに払拭するかということで、現場は努力をしております。制度的にも公正で公平で、しかもサービスの質が確保され、向上する方向での利用支援が担保される必要があると思います。

結びにもう一度、裏面の「子ども手当に関する決議」について、よく内容をお酌み取りください。現金給付と現物給付のバランスが必要です。私たち全国市長会の総意をお酌み取りいただければありがたいと思います。

以上で発言を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○泉政務官 ありがとうございます。

続きまして、全国町村会様、お願いいたします。

○齋藤町長 まずシステムの基本的方向における国と地方の役割分担、社会全体で費用負

担をする。財源の一元化に伴う交付金の配分方法と、具体的なことはいまだ不明でありま
すけれども、以下私どもの考え方を申し述べさせていただきます。

新システムの基本的方向、目指す方向については、少子化対策というよりも子育て支援
という理念が非常に強く出てきていることは、私は評価に値すると思います。ただ、全国
の自治体はそれぞれみんな違っておりますし、ニーズもそれぞれに違うわけでありませ
うから、これまで市町村が取り組んできた子育て支援には多彩なメニューがあります。独自の
施策として今日まで担っている。

例えば今、育児経験のある女性ヘルパーを家庭に派遣する制度とか、急用の際に一時預
かりを行うということ、乳幼児、小中学生の医療費の助成、給食費や保育料の引き下げ、
こういうことは既に末端自治体としてはそれぞれのニーズに応じてやってきた歴史がある。
こういうものをきちんと整理するという点ではいい機会だろうと思っております。

子ども手当でありますけれども、先ほど来お話が出ておりますように、全国町村会を始
め地方6団体は保育サービスのような現物給付はそれぞれの実態に応じた形で自治体の創
意工夫によって地方が担う。子ども手当のような全国一律に実施する現金給付は地方側に
工夫の余地がないことから、国が全額負担すべきであるという主張を繰り返してまいりま
した。

最近の報道等によりますと、示されたイメージ図によると、幾ら現金で配るのか、ある
いはサービスはどうするのか、これはみんな基礎自治体にお任せするような方向に変わり
つつあるのかなど。これはいかにも建前から言うと地域主権にかなったように見えますけ
れども、多分こういうことをすると現場は大混乱する。また、ねらった成果が私は出ない
だろうと危惧をしております。

後ほどまたお話する機会があれば、このことについて改めて述べたいと思えますけれ
ども、原則はやはり国の責任においてきちんと守っていただくということを踏まえながら、
制度設計をすべきだと存じております。

子育て支援に関わる国と地方の役割分担であります。子ども手当を除く制度設計の検
討においては、それぞれの事業の性格に応じて国、都道府県、市町村の役割を明確にする
ことが必要である。その際に現物給付は主として地方が担う、現金給付は国が担って全額
国の負担の責任において行うということは、基本中の基本だと考えております。

先ほども申し述べましたけれども、地域はそれぞれ全部違うわけでありませうから、現物
給付の実施主体は市町村であることは、これは当然のことではありますが、ここはあまり国
の方から何だかんだ言わないで、ひとつ現場にお任せいただきたいと存じます。

こうしたことを市町村が行うことが前提となるなら、どうしても財源がいかに確保でき
るか。このことに私は尽きるんだらうと思えます。早期にこれは国、都道府県、市町村、
企業それぞれの財政負担をどの程度、どういう形で行うのか、形を示してもらわないこと
には前へ進めないだろうということです。

基金あるいは特別会計、これは金の流れの透明化を図る意味では評価できるわけであり

ますけれども、その設置の必要性あるいはどういうメリット、デメリットがあるのかを明確な形で早く示していただきたい。そうでないと町村は総合的な行政を行っているわけですから、この辺りがどうできるのかということがなかなか明らかにならないと同時に、大きい市町村もありますし、小規模な市町村もあります。ですから、この基金については規模によってどう変わるのか、単純に子どもの数だとか世帯の数だとか、こういう形でもし金が出てくるとすれば、これは制度として私は成り立たないだろうと思います。

特に小規模町村においては段階補正的な形、コストは高い、効率が悪いという見解もあるかと思いますが、そういうことを乗り越えた形で設計をしないと、あまり意味のないものになりはしないかという危惧を持っておりますし、政策の継続性を担保するという面も非常に重要な点だと考えております。

当然いろんな給付メニューの設計あるいは現物給付というものの制度構築については、国の関与を最小限の方向で検討すべきだということで、是非市町村に財源を保障する中でもお任せいただきたい。

財源一元化に伴う包括的な交付金の交付でありますけれども、個々の市町村において必要な事業を実施することに支障のないような形、これは規模の問題をどうするというのと相通じるものでありますが、是非そういう検討をいただきたい。

幼保一体化でありますけれども、これは多分皆さんは都市部で待機児童がなかなか解消できない、費用の観点から幼稚園を保育をやるような施設に転換するというねらいだと思いますけれども、これも緊急に単純にやればよいということにはならないのかなど。特に私立の幼稚園の場合はそれなりの、独自の理念がございますから、そういうものと単純に待機児童を解消するというものが果たして一致するかどうか、あるいは財政的な裏づけで担保できるかどうか、こういったことを考えておく必要があるだろうと思います。

ただ、このことは私はどこでもその地域のニーズに合った多彩な子育て、保育の展開という観点から幼保一体化は進めるべきだと思います。ですから、緊急に早くやらないといけないということだけで、現場を混乱させるような形は避けるべきではないかと思っております。特に子どもは小規模市町村を抱えておりますけれども、小規模な自治体は人口減少がどんどん進んでおります。子どもを産む層が雇用の場がないということから子どもも産まれない。こういうことで町村によっては幼稚園、保育園の運営が非常に困難だということも散見されるような実態になっております。

そうした意味では集団で成長する機会が奪われていることにもなりかねない。一方、都市の待機児童の問題も大きな問題でありますけれども、全国どこにおってもすべての子どもに質の高い幼児教育、保育を保障するという大目的が実現できますように、また、地域の事情に合ったような運営が可能となる制度構築に向けて、更に取り組みいただきたい。これも検討をお願いしたいと申し上げまして終わります。

○泉政務官 ありがとうございます。それでは、意見交換に入らせていただきたいと思っております。とは言っても、どなたから口火を切るのかということもあろうかと思っておりますし、今

日の意見交換会は必ずしも政府と皆様の二者による意見交換会ではなく、それぞれ御意見があつて、そういった御意見をそれぞれが別な団体なりにお伺いをさせていただくことも、大いに結構かなと思っております。

その趣旨というのは皆様から、例えば政府の新システムについてもっと中身をお示しただきたいですとか、いろんなそういった御意見というのはよく寄せられるわけですが、まさに今、検討過程にある中で今日この会合があるわけでありまして、政府が皆様の御意見を聞かずにしてお示しをすることが果たして目的かと言え、私はそれはそうではないと考えております。まさにこういう場で、例えば地方であれば3団体、そして経済界、労使といった集まりが実現できたわけですし、そういう中での闊達な議論の中から、お互いの認識を共有できるのかなと考えておりまして、是非そういった意味で意見交換会ととらえていただければと思います。

今から約45分、できれば少し皆さんお時間があるようでしたら、あと1時間ほどを目途にと思っておりますけれども、今日恐らく多かった主要な論点というのは1つは基金、特別会計の点であろうかと思っております。あるいはそれに伴っての審議会というか、運営形態をどのようにしていくのかということ、子ども手当の扱い、財源について、地方の役割、そのほかにも幾つか課題はあつたと認識をしておりますが、できる限り皆様が御議論いただけるような中身ということで、そういったことについて今日はできれば意見交換をしていきたいと思っております。そういったことで時間的に割り振りますと1課題大体15分ずつぐらいという形になろうかと思っておりますが、よろしく願いをいたします。

まず基金、いわゆる特別会計のところに行くわけですがけれども、経団連さんの方からは前回も御意見をいただいております。基本的には基金特別会計は必要ないはずだ、一般会計から必要な予算を確保し、交付金を活用して配分をして、地域が包括的に受け取ることができればいいんだという話がありました。一方で連合さんの方は、フランスでいわゆる家族金庫というものが始まっているわけですがけれども、そういったものを基にして、是非とも今回基金をとのお話がございます。もしよろしければ連合さんから、なぜ改めて基金が必要なのかということについてお話をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○中島総合政策局長 ありがとうございます。私どもの「基金(仮称)」については、必ずしもそこにお金をプールすることが目的ではないんだということ、もう一度申し上げておきたいと思っております。

基金なり特別会計なり、何らかの方法、ほかにももしあるのであればお知恵をいただきたいんですけれども、考えておりますのは社会全体で子どもを支える仕組みとして今、複数の省庁、複数の場に縦割りで分かれている子どもに関わる施策、財源をまず1つのフローの中に見えるようにして、そこにいろいろなステークホルダーが参画をして、ここはもっと効果的に、こういうふうに政策に落とし込んでいくことができるのではないかと、できれば財源の在り方、負担の仕方、使い方について末端まで子どものためにきちんと使わ

れていて、その効果がどう出ているか。そういう全体のプロセスに関与させていただきたいというのが、構想の最大の目的でございます。

以上です。

○泉政務官 ありがとうございます。このプロセスに関与したいという意味では、経団連さんもある意味子育て会議ということではありますが、商工会議所さんも含めてプロセスに関与させていただくべきだとか、するべきだという思いはいかがでしょうか。

○高尾企画部会長 今回の児童手当の事業主負担部分、要するに拠出金についても、その使われ方というのは過去幾度となく厚生労働省等に聞きましても返事が返ってこない。例えば一昨年の出産育児一時金の増額についても、本来医療ですのそれはそちらからの出るかと思っていれば児童手当の方から出ている。それについても企業側はそのプロセスに何も入っていないわけです。

そういうことを過去見ていきますと、やはりどういう使われ方をするか、あるいはそれが本当に子ども・子育て支援の趣旨に合っているかどうか、拠出金を負担しておる企業の意見もやはり反映させていただきたい。これは従来から申し上げているところであります。

先ほど連合さんが言われました基金については、言われている趣旨もわからないでもないのですけれども、金額が6兆から7兆円です。そうすると行政がそこを管理するとなれば、行政のスリム化とは逆行します。その使い方等について、あるいはその費用等について、例えばもっと集めないといけないとか、足りないということが出てくると、その基金を増やそうということに精力を使って、実際そのように肥大化していくことになり、誰が負担をするのだという問題がぼかされて、基金そのものが大事なんだという議論に陥りかねないのではないかと思うわけでありまして。

○田中副委員長 商工会議所も担当の委員会を設けていますので、事業として関わる拠出の部分、サービスを受ける側の部分と両方について、関わりを持って考えていると思います。特に商工会議所においては労使で分かれるというような割り切り方ではなくて、現実に中小企業、零細の現場としてどうしていったらいいのかというのは本当に逼迫した問題でありますので、そういった声も是非出させていただきたいと思っています。

○泉政務官 経団連さんの子育て会議というのは、PDCAサイクルについては是非関与したいけれども、いわゆる権限を持つようなボードまではいかないというイメージでよろしいのでしょうか。

○高尾企画部会長 子育て会議を創設して、そこで例えば子育ての支援施策あるいは方針とか、重要施策や予算の編成等の方針を会議で決めないといけないと思っています。だから、その中に直接メンバーとして入って云々というところまでは言っておりませんが、そこに拠出元が一切ノータッチで行政そのものが意見を聞かずに決めてしまうということには反対であるという主張です。

○泉政務官 もう少し具体的に考えますと、例えば労政審だとか社会保障審議会だとか、そういう形態もあればほかもあるかなと思うんですが、イメージ的には。

○高尾企画部会長 やはり司令塔といいますか、内閣府がそういうものを会議として招集して、そこで今、泉さんが言われたような各団体が出てくる場をつくっていただいても結構なのです。

○泉政務官 連合さんは組織の肥大化につながるのではないかということについて、どのような御意見でしょうか。それは例えば改善可能というか、肥大化しなくても可能なんだとか、例えばそういうようなものはございますでしょうか。

○中島総合政策局長 そこはむしろ私よりは皆様の方がお詳しい話だと思いますけれども、私どもが考えているのは、あくまでフローを寄せていくというイメージでございます。どういう性格のステークホルダー会議にするかというのは多分幾つか選択肢があると思っておりますけれども、例えば内閣府の所管のところにお金をため込むということではなく、政策にかかる作業をすることが目的です。事務局は当然必要でございますが、私は新たな行政組織ができて、大変重たい機能を持つとは理解をしていない。むしろ子ども・子育てを全体として引っ張っていただける推進機関ができ、そこにステークホルダーが集まれるということがとても重要だと思っております。

以上です。

○泉政務官 地方の団体の皆さんなんかは、この基金について何か御意見はございますでしょうか。

○尾崎知事 正直なところ、なぜ基金なのかというところが必ずしも明確でないところがあるんですが、恐らくねらいとしては子育て施策というのはばらばらになっているから、それを一元化していこう、だから権限も一元化していこう、それに伴って財源も一元化していこうというお話で目指していかれているんだろうと思うわけです。

そういうことで方向性として理解できる点というところで、我々も先ほど総合的に拡充しようとしている点というところで、話を入れさせていただいておるわけなんですけれども、ただ、問題は何かごとにつけメリット、デメリット両方あるわけでございますが、例えば特別会計及び基金方式にしたときに、例えば労使の拠出金が出てきた、その労使の拠出金というのは混ぜられてしまっていくます。それに対して果たして一体どのような受益と負担の関係になっていくのかということが、本当に明確化されるのであろうか云々かんぬんという問題も出てくると思うんです。

また、そもそも基金の財源をつくっていくという話になっていったときに、税制改革などにより必要な財源を確保ということですが、これについて言えば実際フィービリティというのはどうなっているのであろうかという問題も出てくると思うんです。

3番目は、何事につけそうだと思うんですが、特別会計に伴う問題点、言わば硬直化し過ぎてしまいはしないか。かつて道路特定財源において徹底して議論したことと同じ問題を生じさせはしないだろうか。人口動態というのも大きく変わっていきます。まして基礎的自治体ということになれば、その人口動態の変化というのは非常に大きなものが出てくる。そういったときに一旦基金化、特別会計化したときに、子どもの数がほとんど減って

しまっているのに基金だけ残っている。ただ、基金なので他にはなかなか使えませんね。特別会計なのでなかなか使えませんね云々かんぬんということになりはしないだろうか。やはり毎年毎年一般会計でということと、こちらの方式との間にはメリット、デメリットがあるのかなという感じはいたします。

○清原市長 ありがとうございます。子ども・子育て支援に関わる国の財源というのが明確に一元化され集約される、可視化されることは意味があることだと思いますし、日本国がそれだけ子ども・子育て支援に力を入れていることが、国民にも見えるようになるというメリットはあると思います。

先ほど尾崎知事もおっしゃいましたように、メリットの部分はあるんですが、運用上、原則として基礎自治体が、できる限り地域の実情に合った子ども子育て支援ができるようにという方向性を打ち出させていただいておりますので、そうであるならば、本当にそれが担保されるような、どういう言葉を使っていいのかわかりませんが、基金を自治体が活用しやすくするための基準ですとか、そうしたものをどのようにつくって、客観的に公正で公平な子ども・子育て支援の財源が市町村に交付されるかという仕組みにかかってくると思うんです。

先ほど尾崎知事も、今、地域主権改革の中で一括交付金のことも議論されているので、それとの関係も重要ではないかと発言をされました。私も一括交付金について期待する面と、地域格差が運用上広がるかもしれないという市民の皆様の懸念の声も届いていることから、こうした基金をつくったときにも同様に、より基礎自治体に交付されるときに公正なガイドライン、基準づくりというのが重要になってくるのではないかと認識をしています。

私たち自治体の思いは一致しておりまして、自治体を信頼させていただいて、私たちが現場で最適な活用をさせていただけると思っております。ただ、例えば安心こども基金も活用させていただく中で、課題解決に大変寄与した面や、都道府県と市町村が問題を共有しながら、お互いに現実に対応できたというプラスの面もありますけれども、財源には制約があるものですから、必ずしもすべて充足できたかといったらそうでない部分がありますので、客観的な交付の基準と、それを議論する、先ほど皆様がおっしゃったような国としての方針を明確にされるような仕組みづくりとが、バランスよく確立される必要はあるのではないかと考えます。

以上です。

○齋藤町長 4、5年前ですけれども、秋田県で保育料を引き下げようと、県が主導して何年生まれの子はどうかと、非常に面倒くさいことをやりました。途中で実は特別基金から財源を出していた。その財源が枯渇するから社会全体で子育てをしようということで、子育て税なるものを打ち出したんですが、県を挙げて徹底してPRしても、オール反対に近い形でやられたことがあるんです。

先ほど経団連さんと商工会議所さんから事業主からも負担してもらおう、拋出してもらおう

ということが本当に可能だろうか。ここのところが非常にこれを見ていて心配だったことでした。当然反対という話があったわけでありましてけれども、同時にこれは毎年一定額を積んで必要額を確保しながら、言ってみればいろんなばらばらな形で交付されている交付金、補助金を一元化して簡素化するという意味では、非常にわかりやすいと思います。

ただ、末端の1万人以下の町村がまだ半分近く占めている中で、言ってみれば予算総額が20億前後から30億、40億程度の自治体にあえて基金を設けるとか、特別会計にしなればいけないとか、こういうことをする意味がどの辺にあるのか。この辺りが要するに規模の問題で非常に心配なところですよ。

フランスの金庫は実際制度が相当違いますけれども、金庫の下にあるのは県レベルでしょう。これは各市町村1つずつというのは、どこのことを指して言っているのかよくわかりませんが。

○泉政務官 基本、市町村ですね。

○齋藤町長 そうすると、やはり小規模町村をどうするか。基金を設けて管理するのは、それなりの手間、費用がかかるんです。

○泉政務官 ありがとうございます。尾崎知事、どうぞ。

○尾崎知事 繰り返しになるので申し上げますけれども、1点質問を申し上げたいところがあるんですが、特別会計とか基金方式にしたときに、例えば子ども手当が全額国庫負担であるということがどうやって担保されるのか。多分それは国庫で担保するというお気持ちがあるので1階、2階と分けておられるわけでしょうか。

○泉政務官 この新システム検討会議において、子ども手当の負担の在り方について結論を出すことになっていないものですから、我々は大変申し訳ないですが、そこは4大臣会合に委ねるしかないということです。ですので、ここではそういった意味を込めて考えているわけではありませんけれども、少なくとも子ども手当がこの中に入っていることは事実で、それを誰が負担するかまでは、まだこの中では話をしていないということです。

○尾崎知事 それなら、子ども手当は全額国庫負担というのは地方もずっと主張させていただいたことですから、子ども手当についても今度新しく23年度以降の制度設計となるんだらうと思いますが、これについても国と地方の協議の場を通じて密に御議論させていただきたい。そこは是非よろしくお願い申し上げたいと思います。

○泉政務官 もう一つ知事会さんにお伺いをしたいのは、ここでは全国一律の基準でということ、妊婦検診あるいは乳幼児医療について明確にすることと書いてありますが、一方で地域の実情に応じた形でということ、病児・病後児保育、保育所整備、放課後児童対策と挙げられていますけれども、この場合の保育所整備というところは市長会さんなんかからはナショナルミニマムだとかという話がある中で、その辺はどういうとらえ方をしますでしょうか。

○尾崎知事 ここのところは詰めて議論をしていかないといけないと思うんですけれども、例えば今、市長会さんでおっしゃったのは要件設定などについて一定、そこは明確にして

おく。言わばこれは規定の話ですね。それ以降工夫をして、いろいろ実施をしていくことについては、財源を持って人も使って市町村でやる。そういう趣旨であろうと思います。

ただ、本当に命そのものに関わっていくような、市町村が大きかろうか小さかろうか、どういうところであろうか絶対に担保しなければならないようなこと、例えば妊婦健康診査とか、乳幼児医療の一部の問題。こういうものの中で、やはり国として担っていただかなければならないサービス給付というのもあるんだと、ここは忘れていただいでは困ります。そういう趣旨です。

○泉政務官 小川政務官、どうぞ。

○小川政務官 総務省の小川でございます。今日はありがとうございます。

非常にシンプルに単純化しますと、子どもさん1人当たり幾らという単価がざっと計算できて、人数分のお金を基金なり特別会計にお渡しすることが想定されるわけなんです、現物給付と現金給付を地域の裁量でできるんだと。

これは一見、非常に自由度も高いしバラ色のように聞こえるんですけども、実際現場で市長さんなり町長さんのお気持ちを想像すると、委ねられても困るという御見解というのが本音ベースであるのではないかという気がするんですが、そこはどうでしょうか。

○齋藤町長 全くそのとおりです。建前と本音は違って、これは国の方もそのとおりで、いろいろ批判が出たから現場の者が進めましょうと。これはもらう方は現金で配ってもらった方がいいに決まっているんです。隣の町と我が町とはどう違うという混乱が間違いなく起こるんです。そういう点では国も本音から言えば逃げたと私は思っています。

混乱を避けるために地域主権という建前の中で消化するというのは逃げの姿勢だ。ですから、これに対してはきちんと国が対処する。実際、所得も何も関係なく本当に1人1万3,000円でも2万3,000円でも出す根拠がありますか。むしろ税を軽減するとか一定の所得レベル以下に支給しますとか、こうやった方が合理的な話です。限られた財源がないという中で、そういう方法をやると事務的に非常に面倒くさい、間に合わない。ですから今回は一律に1万3,000円。財源がないから従来の子どもの手当を地方に負担させてやったごまかしが今の制度です。また今度、子ども手当は地域主権の地方に任せる。そんな逃げの姿勢はだめです。

○清原市長 ありがとうございます。今日お配りしました資料の10ページ目に、昨日全会一致で決議しました全国市長会の「子ども手当に関する決議」を付けさせていただいたんですが、そこには今、小川大臣政務官が質問されたような市の苦渋があらわれています。

1点目に「システム開発経費等の事務費や人件費を含め、全額国費負担とする」とお願いをしたのは、正確に子ども手当を給付させていただくには、本当に事務費がかかります。これは全国一律システムを開発していただき、これを使いなさいと国がお分けいただいているわけではないので、こうした小さなシステム変更でも入札をしたり、職員がいろいろ事務処理をしたりする必要があります。何かするには必ず事務が伴う。しかもシステム開発には経費が伴う。ですから、純然たるサービスの中身が国民・市民に届くためのこう

した事務についての保障がないと、私たちはつらいですというのが本音です。

2点目は、これは自治体によって現地点では子ども手当との関係での対応が異なっておりますが、保育料や給食費等の未納というのは深刻な課題になっています。納税やこうした費用の負担は受益者負担でとっておりますが、これがなかなか回収できない現状の中で、各自治体でそれぞれ苦労していることなど、このような細かいことが現物給付であれ現金給付であれ、自治体の現場ではございます。

ただ、私たち自治体がなぜ頑張れるかと言ったら、これは抽象的表現で申し訳ないんですが、「子どもたちの笑顔、子どもたちの健やかな育ち」であり、それが「地域の宝」だと思っておりますので、こういう事業をさせていただいているわけです。ですから、今回制度設計の中で、現物給付、現金給付について、できる限り市町村の実態に合わせて、私たちが議会とも御相談しながら、意思決定をしながらできるという方向性があるのはありがたいんです。

ただ、この割り振りの中で、ある市は1万3,000円の子ども手当を出すけれども、隣の市ではほかのことに使いたいから減額して1万円ということが許されるかどうか。同様に、2万6,000円の割り振りは自治体に任せると言ったときに、市民感情としては困ることがあると思います。尾崎知事が言われたように、乳幼児医療についても広域自治体によって支援の仕方が違います。同じ東京都でも23区と多摩の市部では違うので、なぜ東京都民なのにサービスが違うのだ、支援が違うのだという、市民、都民の声があります。

ですから、私たちは実情に合わせてやっているんですが、必ずしも均一でないと不満がある施策の部分と、つまり全国均一にする部分と、自治体独自でやる部分、というような仕分けについては、かなりまだまだ現場の実態に沿った検討が必要ではないかと思っております。

以上です。

○尾崎知事 今、小川政務官がおっしゃいましたように、子ども手当を地方に任せただけということですが、我々は従来より現金給付というのは国が担当するべきだと申し上げておるわけですが、いろいろな考え方があると思います。裁量がないからということもありますでしょう。

ただ、もう一つ現実問題として、金額が隣の町と違ったりしたときどうなるか。高い方高い方へ張り付いていくのではないか。それは国全体としても財政負担の観点からどうなんだという問題が出てくると思うんです。やはりこういう現金給付は一律に国で決め、そして、その他の部分についてサービス給付はメニューが変わってきますから、先ほど言ったような乳幼児云々かんぬん一律に国に実施していただきたい部分もありますが、それを除けばメニューはそれぞれの地方で違うので、そこは自由度をとという仕切りかなと思うんです。

その中で私が先ほども申しましたが、1階、2階というのに何か気持ちがこもっているのかなと思ったりもしながら、1階はやはり国が基本的に責任を持ってという趣旨か、しかも1階の中でも子ども手当というのは多いので、そういう趣旨なのか。1階、2階の

切り分けは。

○泉政務官 私が責任を持って申し上げるのは控えなければいけないのですが、香取さん、もうちょっと背景をはっきりおっしゃった方が。

○香取官房審議官 事務局でございますが、1階と2階というのは私どもはずっと子育て支援のさまざまな政策をやっていく中で、この問題は2つの切り口があるだろう。つまり親御さんが働いているとか働いていないとか、そういった条件に関わらずおよそ地域に住んでおられるお子さん、あるいはそのお子様の家庭に、等しくあまねく提供されるべきサービス、保障すべきサービスというものが1つあるのではないか。それは地域の子育てあるいは地域の家庭の子どもの育ちを支援するサービスであろう。

もう一つは保育所やそういったものに象徴されますが、両立支援、親御さんが就労して働くということと、子どもを育てるということを両立させるためのさまざまな社会的な支援があるだろう。これは勿論、保育所にお預けするというのは働くばかりではなくて、親御さんが障害とか御家族が病気といういろんな例があるわけですが、そういった事情に基づいて利用されるサービスがあるだろう。

それは勿論同じ子育て支援ですが、おのずとサービスの組み立てや対象者、特に後者の場合にはどうしても保育が必要かどうか、保育に欠けるという要件はなくそうと思っていますけれども、保育の必要度を判定し、それに応じて提供するという形になりますので、サービスとしては性格が違うだろう。あるいは後者の方は例えば育児休業給付をもらって自分で休んで、半年なら半年家で子どもを見るということと、保育所に預けて働きに出て就労するという、言わば育児休業や労働系の政策といったものと表裏の関係になっていますので、ちょっと議論がありましたけれども、おのずと財源の構成やサービスの出し方を考えた場合でも、恐らくそこは大きく2つにくくれるだろうということで、国か地方がということとはともかくとして、等しく公費をベースに考えるというサービスと、ある程度そういう利用者やステークホルダーの拠出をベースに考えるサービスというのは、やはり大きく2つに分かれるのではないか。

市町村が施策を組む場合でも、この2つは恐らくアプローチ、切り口が違ってくる。現実にもそうになっていますし、今後もそういうことであり続けるだろうと思いますので、大きく1回分、あまねく基礎的に提供される分と、そういう個々の就労の事情や仮定の事情に応じて提供されるサービスということで、1階と2階に分けたということでございます。

○泉政務官 2点だけ確認というか、正確にお伝えをしますと、まず1つ、子ども手当については基礎的な子ども手当部分までを、それぞれの自治体お好きにお使いくださいということは今、考えておりません。ですから、まずは現在で言えば1万3,000円。これについては現金給付を基本にした上で、今後の中身についての柔軟性があろうかと考えております。

ですから、その中でももしかしたら隣の自治体を見ながら高止まりみたいな話、あちらが1万3,000円プラス幾らかを現金給付するということが、可能性としてはなくはないわけ

ですけれども、しかし、さまざま保育所に関連する予算ですとか、さまざまなものもほかにもありますので、そうそう現金ばかりお出しできる環境には恐らくないのかなということを考えれば、そこは現金競争という形にはきっと向かってはいかないであろうと
思っているところではあります。

もう一つですが、経団連さんから幼児教育に対してまでどうして負担をするんだという話があるわけですが、実はここは最初の理解として、幼保一体化の方向に進んでいくことが必要でして、幼児教育も普遍化をしようと考えております。ですから、今のところは幼稚園だけが幼児教育の世界で教育施設として働いてきたわけですが、保育園についても幼児教育の機能というか、役割をはっきりさせていこうということでもあります。中身はそう変わるものではないんですが、幼児教育というものをすべての子どもたちにと
いうことを考えております。

その関係で、自動的にここに幼児教育かつ両立支援給付という書かれ方になっておりますが、基本的には先ほど香取さんからお話があったとおり両立支援に資する、将来的にはこども園というもので一体のものになっていくという意味で、こういう書かせ方をさせて
いただいているということで御理解をいただければと思います。

○高尾企画部会長 幼保一体化の件が出ましたのでちょっと付け加えますと、泉さんが言われたように認定こども園について、これはやはり進めていかないといけないと思
っております。そういう意味で文部科学省と厚生労働省の予算を統合した安心こども基金は、創設をされておるわけですが、幼稚園の保育機能あるいは保育所の教育機能にお金が下りること
になっています。

ただ、我々が心配しているのは、例えばそういう保育所のようなところに運営費を負担して
いく。例えば幼保一体化でお金がかかる、更にもっとお金がかかるというときに、ど
ういう根拠に基づいて、誰が負担するのかという財源的なバックアップがないと、幼保一
体化という言葉の表面上だけのとらまえ方ではなくて、やはり財源がかかるわけ
です。そこをはっきりさせていかないといけないと思っております。

先ほど言わなかったのですけれども、例えば中央で一元的に資金をプールする、基金と
や特別会計でやるということには、3つぐらい不安を抱えていると思っております。1つは
そういう基金や特別会計をつくりますと、管理運営組織というものがやはり必要になる
わけ
でして、これが今までどういうことが政府で起こっているかということ、天下りの温床
にな
ったり、あるいは積立金が流用されたりということが現実論として出てくるのではない
かと
いう恐れがあります。

財源が足りないときに際限なく企業負担が増えるのではないかと。経団連としては、本
来は、国庫が全てやるというのが基本であると考えておりますが、基金や特別会計の創
設
により本当に金を集めるということだけが目的化するのではないかとというのが1つ
です。

2つ目は子育て支援策の全体像が見えなくなるのではないかとということです。どこ
かの省庁がお金を管理します。そうすると、その予算が幾らであり、あるいはどこの
市町村に

どのように配分するかという閉じた議論となること、あるいは徴収のみに注力し執行までみないなど、子育て支援策全体の見える化に逆行するのではないかというのが2点目であります。

3点目は先ほど自治体の方が言われましたが、地方主権という地方が考えるいろんな活動がございます。あるいは診療とか介護報酬とか、こういうような一律的な給付の仕組みというのを本当に地域、サービスの多様性や柔軟性につながるのか。子育ての多様性に適応できるのかということ、逆にNPO等が取り組んでおります草の根の地域支援活動などを縛ることになるのではないか。そういうような3つの懸念から財源の一元化には反対をしておるわけです。

○泉政務官 ありがとうございます。何でもかんでも厚生労働省に聞いてしまうのはあれなんです、香取さん、積立金の発生するような特別会計にこれはなっていくのかというところ、毎年度子育て関連予算をまとめて、基本的には人口割りをベースにしながらやっていくとなれば、余らず各自治体にすべて分配されることでもあるのかなと思うんですけども、その辺はいかがでしょう。

○香取官房審議官 先ほどどなたかからお話がありましたけれども、ここで基金なり特別会計なりをつくらうということの基本的な発想は、財源を一元化する。つまり子どものためのお金は子どものために使われる。この制度で対象となる給付メニューが決まるわけですので、基本的にはそこに使われるお金ということ言えば、区分経理をするということが基本的な目的ですので、基本的には毎年必要な金額を言わばお皿にプールして、そこから一定のルールで市町村に配分することになりますので、その意味で言うところの基金は名前は基金と付けていますけれども、そこにお金がたまる仕組みというのは基本的に考えておりません。

特に残念ながら日本は出生率がまだ1.37ですので、子どもの絶対数は基本的には横ばいないしは微減していく状況にありますので、高齢者のように給付設計が全く同じで、水準を変えなくても毎年負担が増えて給付が膨らんでいくという構造にはありません。

今、足元に待機児童その他の問題がありますので、これは経団連さんがおっしゃっているようにベースを上げなければいけないという議論がありますので、一定ベースを上げるためのプロセスである程度給付の充実をしていくことが必要ですが、ある段階を過ぎれば、基本的には子どもの数は残念ながらまだ当分の間減り続けますので、それ以上給付も大きくなることはありませんので、そういう意味で言うと、むしろ交付をしたお金を市町村が子育て施策として使い切らないということが生じると、各市町村にはそういう意味ではちよっと余り金が出る可能性はあります。

今回は基本的には渡し切りの交付金で考えておりますので、今の補助金のように精算をして返還を求めることは考えておりません。それこそ恒常的にすべての市町村でずっと余り金が出続けるという状況になれば、それはトータルの総額が国全体として多過ぎることになります。

そうならば交付金全体を削減することになると思いますが、遠い将来はあるかもしれませんが、なかなか想定されない事態なので、基本的には毎年若干でこぼこがあってフローの出入りはありますが、基本的には渡し切り、使い切りで市町村においても、国においても、そういう基金というか余り金がたまっていく構造になるような運営になることは想定しておりません。

○泉政務官 地方団体側、何かありますか。齋藤町長、どうぞ。

○齋藤町長 一般論としてはわかります。ただ、急に多額が必要になったときの対応ができなくなりますね。そういうことだとすれば、やはり小規模の町村は本当に困る。

○泉政務官 急激なもの想定されるのは施設整備が1つあります。それ以外に何か想定されますか。

○齋藤町長 保育園とかが出てくるときは、保育士が1人多くなったり常に変動するんです。ところが、子どもの数なり何なりをベースに配分すると、これは基本だと思いますけれども、そういう突発対応ができるのか。しかも余らないはずです。大体それはわかります。

政務官がおっしゃった子ども手当1万3,000円は1つの目安だけれども、それより多くなっても少なくなってもそんなに変わらないだろう。それは当然みんな一緒になれば必要経費でいけば配られる。実際は今どんなかという現状です。公立の保育園なんかの場合ですと交付税の中に一般財源が入ってきている。使用料を合わせても実際にかかっている費用の40%しかないんです。そうするとこちらにみんな使ってしまったのかということ、それはだめだと言うでしょう。その辺りの仕組みはもう少し緻密に考えてやってもらわないと、私は継続性がなくなってしまうのではないかと。財源がいっぱいあれば別です。

○尾崎知事 1階はおよそあまねく保障すべきサービスなのである。まして現金給付は自由度がない。これは国で金額はびしっと決めていただきたいと思います。1万3,000円は子ども手当の基本ですが、プラス α 市町村で決めてください、1万3,000円プラス α 、両方含めて子ども手当というのだという決め方は、先ほど小川政務官がおっしゃったような話になりかねない。いわゆる現金競争になりかねないところからあると思いますから、そこは全国一律でびしっと決めていただくことを大前提にさせていただきたいと思ひますし、その部分については国が全額負担という大原則でお願いをしたいと思うわけです。

その上で先ほど市町村ごとの特別会計の話で、例えば子どもの数というのは比較的安定しているというお話でございました。それは国全体の話で、これから恐らく第二次ベビーブーム世代というのは、出産適齢期からずっと変わっていくという状況の中で、本当に安定するのでしょうか。ちょっとそこはわからないんですが、その上で市町村ごとは結構変わりますか。

例えば団地ができた、団地が出て行った、工場が来た、工場が撤退したで大幅に変わるのではないかというのが第一。

そのときに使い切らないと余るという話になって、これはおよそ特別会計の仕組みだと

思いますけれども、子ども手当は別に要らない、子育てしなくていいのに何々市特別子ども手当という名前がついてばらまいたとしたら、それはむだではないですか。使い切れなほどの金が余る市町村があれば、他方、使えなくて困るという市町村も出てきはしないか。

基本的には施策を一体化していこうという方向性とか、自由度を高めていこうと考えていただいている方向性そのものには我々も賛成なんですけど、制度設計の問題として基金特別会計にメリット、デメリットいろいろあるなということと、更にまして市町村ごととなったときに、そのメリット、デメリットのデメリットの方が、より鮮明になってくるところはないのだろうか。そこを思っておりますけれども、今後詰めていく話だと思います。

○高尾企画部会長 今、積立金は発生せず、財源は使い切るという議論があったので言わせてもらいますと、現在の児童手当については事業主の拠出部分というのは子ども手当なりサービスのところで、放課後の児童クラブ等で使われておるわけですがけれども、現行の児童手当勘定の中に積立額というのは余っておるんですか。

○泉政務官 現行の児手勘定ですか。

○高尾企画部会長 はい。児童手当勘定です。それを確認していただきたいのです。というのは先ほども経団連が言っておりますのは、これはやはり全額国庫で負担すべきなのです。それを事業主が今、子ども手当や学童の設置・運営に年間 2000 億円を拠出しており、これは児童手当勘定に入っています。児童手当勘定において事業主拠出分で余っておるのであれば料率を下げてもらわないと困るわけです。そういう議論をせずに全部使い切る。使わないでいいものを使い切るといったことはないのでないでしょうか。

○泉政務官 使い切りというのはそういう意味ではないですね。使い切りではなくて渡し切りと言っているのであって、使い切ろとは言っていないです。

○高尾企画部会長 でも渡し切ったら拠出しておるところはどうなるのですか。まずは、現行の児童手当勘定の積立額を教えてください。

○香取官房審議官 児童手当が今年度で給付総額が約 2 兆 4,000 億ぐらいです。

○泉政務官 子ども手当も担ってからですか。

○香取官房審議官 担ってからです。2 兆 4,000 億です。

このうち事業主拠出金分で残っているのは約 900 億ぐらいの金額です。

これは国費も同じ話なんですけど、先ほどお話があったように制度設計をどうつくるかによるわけですが、毎年の総額を設定するときに国の分なり地方の分なりそれぞれ積み上げて、子どもの数なり何なりで計算をするわけですがけれども、例えば企業拠出を仮にと考えたとき一定の拠出率を設定した場合に、子どもの数が減っていったら総額が例えば余っているのであれば、それは拠出率を下げればいい、あるいは幸いに例えば出生率がすごく上がって子どもの数が増えたということになれば、拠出率を上げればよくて、むしろ拠出率の上げ下げを機動的にできるような制度設計を考えるのではないかと。

それと多分自治体の側の立場からすると、お話にあったように人口の大きな変動があっ

た場合、毎年子どもの数でいきますので極端な話、例えばある年にながさと工場がなくなって、子どもの数が2割減った。普通の配分でいくと毎年子どもの数ずつということが起こりますので、そうすると次の年に子どもの数に見合って減る。そうすると子育てサービスというのは子どもの数に見合って増減するとは限りませんので、でこぼこが出るということになりますと、自治体側からすればある程度3年なり5年なりのタームで、5年分の交付金全体をどう使ってということになりますので、当然単年度は赤く出るわけです。そこをその都度召し上げるとか何とかということとはしないという意味で、渡し切りということを考えている。

あとは細かい制度の話になりますが、基本的にはそういう制度設計で、あまり特別調整とか特別交付金みたいな制度はできるだけつくらないで透明にと思っていますが、もしどうしても離島等で議論があれば、そういう個別の制度を御相談の上でつくることになると思います。

○尾崎知事 詰めていくべき課題だと思いますが、物事には固定費と変動費があります。人口が減れば調整というだけで済むのかという問題があるので、是非また今後詰めていただければと思います。

○泉政務官 幼稚園、保育園のベースコストは人口割りとは別だという考え方ですね。

○香取官房審議官 2階のサービスのよう基盤整備に見合ってサービスが出ている部分は、実態的な保育所の定員であるとか、幼稚園の定員であるとか、そのコストに見合って出すということを考えているので、1階部分と2階部分はそういう意味で言うと積算は違う考え方になると思います。2階は実態的なサービスの量に応じて、市町村によって整備率は違いますから、見合って出すということを考えています。

○尾崎知事 1階だって膨大な固定費がかかっているんで、子ども手当の支給だって膨大なシステム費がかかっているわけですから、そここのところは詰めるべき課題かと思っています。

○小川政務官 関連して、1万3,000円の現金給付は直接家計支援なので、そこは全国一律で大丈夫だと思うんですけども、我々が詰めなければいけないのは現物給付となったときに、例えば待機児童の激しい都市部とそれ以外の地域で、本当に1人当たり1万3,000円で計算していいのかという問題に直ちに直面することを、我々が考えなければいけないことですね。

もう一点、先ほどから特会の議論になっているんですけども、特別会計を設けるといのは単純に言えば別会計にしますということなんですが、その背景にはトレンドとしてかつて道路特会ができたときに道路需要が旺盛だった。それに応えるために別枠にして、それは上昇トレンドの中にあるという前提で議論しないと、そういう意味では特別会計や基金を永続させる必要はないし、例えば10年とか20年に区切って旺盛な要請に別枠で確保して応えていくんだ。だからそういう意味では余るような制度設計では勿論だめだし、逆に言うとこれぐらいの整理は必要だという議論を一方でしておかないと、ちょっと変な議論になる可能性があります。

○清原市長 ありがとうございます。人口だけで考えると、子どもの数だけで考えると公平なように見えますが、先ほど小川大臣政務官が言われたように0～2歳児が多いところと、5歳児が多いところとでは、微妙に、例えば保育サービスでも、今までもサービスのあり方は違っていました。待機児が多い自治体と、ほとんど子どもがいなくて、保育園なり幼稚園を維持することこそがむしろ優先される自治体とが、できる限り地域の実情に合わせて、公正に施策を進めるためには、ある一定の公正で、納得できる、抽象的な基準として、「人口」というのは成り立つとは思いますが。

あとは自治体が創意工夫することになります。例えば三鷹市の例ですと今、残念ながら現在243人という待機児がいるんですが、1歳児が約100人、0歳児が約50人、2歳児が約50人ぐらいの感じですが、4歳児には欠員があるというような実情の中で、創意工夫をして、0歳児や1歳児を受け入れられるような取組を柔軟にすることで対応することが、先ほどおっしゃった「渡し切り」という中でならば、私たちにある一定の金額が見えますから、その中でどう優先順位をつけるかということに、自治体の創意工夫と力量が試される部分はあるかと思えます。

ただ、一番大事なものは国民・市民が不公平感を持ったらおしまいだということなんです。つまり、これは客観的な基準でできる限りのことがなされているようにするべきです。そして、先ほど知事がおっしゃった固定費、あるいは広くあまねくの部分は全国均一で、平等である必要があります。どんな離島であろうと、大都市であろうと、もちろん物価に違いがあるかもしれないけれども、平等のところは平等で守る。それ以外のところの創意工夫度が、どのぐらい新たな仕組みの中で、財源的にも自治体で働く私たちに安心感をもってできるかというところが肝心だと思うんです。

今まで高齢者の方に使っていた部分から、子どもの分を絶対に取りたくないという思いが私たちにはありました。高齢者は高齢者、障がい者は障がい者で予算を担保したい。その上で、不足していた子どもに関する部分が、もし明確に示されればと思います。財源の奪い合いは絶対に避けたい。絶対的に、子ども・子育て支援のところで、いかに財源が透明度高く確保できるかという制度設計をお考えいただいていると信じておりますので、そういう中で、私たちもそれぞれの実情に応じてどのぐらいやる気を持って取り組み続けることができるか。その継続性をある一定期間担保する制度としていただけるかが大事だと思います。

経団連の皆様の御懸念については、私はある種ごもっともだと思っているのです。というのは、三鷹市のように勤労者が多く企業で働いてくださっている方が多いと、やはり企業の方の御理解がないと、つまり労働力として、あるいは働く人を尊重するという気持ち信頼度を持ってあらわされないと、この制度は残念だなと思うところがあります。是非経団連の皆様、商工会議所の皆様、企業で働く皆様の子育て支援の中で何ができるかというところを、前向きに考えていただいで進めればなと思います。そして、基礎自治体である私たちが、もっと企業の皆様に信頼されなければいけないんだなと改めて思いました。

信頼していただくことを、基礎自治体としても取り組ませていただいて、それは情報公開だったり、先ほどおっしゃった金額を可視化してお見せするということも含めて、課題としてあるのかなと思いました。ありがとうございます。

○泉政務官 その他どうしてもという方がおられますか。田中副委員長、どうぞ。

○田中副委員長 先ほどから特別会計にすることについて、政策評価が一律の評価しかできないんです。全国まとめてこうだという説明しかいつも出てこない。そういうチェックの在り方の中で、新システムに入っていくことがいいのだろうかということを1つ感じました。特に基礎的自治体にそれぞれのところで能力がないとか、責任が持てないということであれば、ましてや今後どうなっていくんだろうと思います。

確かに使う方はニーズがあって、そういうサービスを追求していかなければいけないんですが、それについて妥当な社会システムの中に、どう取り組んでいくかということにちゃんと検証していかないといけないと思うんです。いたずらに企業が抛出をしろという形で解決策を求めるべきではないと思います。しっかり検証すべきだと思います。

新システムのサービスのメニューが従来型のサービスですね。それでいいんですかと言いたいわけです。それについてももう少し突っ込んだ議論を当然されていると思うんですが、そういったことをやはりこういう場でちゃんとしていただかないと、財源の話とか一律の管理の話がいきなり話題になっているだけにしか思えないので、今までとは違って子ども・子育て支援をどうしていくんだということが突っ込んだ話で議論されるべきだと思います。

○泉政務官 中島総合政策局長、どうぞ。

○中島総合政策局長 ありがとうございます。まさにこういう議論を是非ステークホルダー会議で定期的、継続的にやらせていただきたいというのが私どもの目的でございます。恒久財源の話というのは恐らく今あるお金だけではなくて、もっと社会的、包括的に恒久財源をきちんとつくっていくという議論がこれからされると思いますので、今あるものを今の制約の中で使うということと、これから本当に社会的に子ども・子育て分野にどのように投資をしていくかという話というのは、少し分けて考えていただいた方がいいのかなと思っています。

その意味でも、様々に御意見がありましたけれども、既にある現行の仕組み、お金の流れ、サービスの現状、現場の実態などを分析し、評価をすることで次のステップに合理的につないでいけるのではないかと思います。是非その作業を、詳細設計に当たってはその場をつくっていただきたいと思います。

いわゆるマシナリーといいますか推進機構の部分について、すぐには無理だと承知しておりますけれども、子ども家庭省なり局なり、やはり新しい組織をつくる。余分なものをつくるということではなくて、むしろ全体設計としてどういう受け皿をつくるかということでは是非御検討いただければありがたいと思います。

以上です。ありがとうございます。

○泉政務官 ほかにもいろいろとあるかと思いますが。

○高尾企画部長 支援策の見える化というのが一番大事だと思います。というのはこれまでの経験からしまして、そういうサービス業等についても拠出元の意向が一切反映されない。どういうふうに使われているかもわからない。それではやはり企業も今のままでは拠出できないという結論にしかならないと思います。

○泉政務官 ありがとうございます。今日は大変貴重な御意見をたくさんいただいたと思います。特に地方の皆さんにはこれから当然協議を続けていきながら、詳細に基金のあり方ですとか、あるいは今日あまり触れられませんでしたけれども、都道府県と基礎自治体の役割の分担といったことも今後詰めていかなければいけないと思います。

これは禅問答のようになってしまうとあれなんです、やはり地方主権と国均一のメニュー、サービスというものについて、住民も含めてどう意識を啓発していくかということも大変重要でして、その自治体の中においては公平な制度というのは当然だと思いますが、国の事業もそうですけれども、当然自治体が変わればその制度には差が出てくる。国が保障している部分もありますが、恐らく多くの住民は国が保障している部分がどこかということあまり明確にわからずに、自治体の施策を見ながら判断をしていくとなると、恐らくそこは永久に続く問いなのかなという気がします。その公平感、不公平感とは何を指すのかということも、今後よく地方主権の流れの中で考えていかなければいけないことであろうかなと思います。

連合さんや経済団体の皆さんからは、成長の観点からの定量的なものをもう少し見せてほしいというお話もあったかと思いますが。実はそういったものについていろいろと調べていたりとか、精査をしている作業もございます。ですので、現在の段階で数字をすべてお示しできるという状況ではございませんが、成長戦略の中でか、あるいは新システムの中でか、いずれにせよ皆様にそういったものもお示しをしていくような方向で進めてまいりたいと考えております。

今日いただいた御意見を参考に、勿論今日で最後ではないということで、これからも引き続き意見交換をさせていただくということで、本日の第2回の会合を終わらせていただきたいと思います。

○尾崎知事 先ほど政務官がおっしゃいましたが、国と都道府県と基礎的自治体の役割分担というのが明確になっていないと、この財源の問題は語れない。これは非常に大きいと思いますので、そしてまた民間の皆様方との拠出金の問題云々があるので、是非時間をかけてじっくり議論をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○泉政務官 では、ありがとうございます。